

家賃支援給付金

に関するお知らせ (2020年7月27日版)

家賃支援給付金とは？

5月の緊急事態宣言の延長等により、
売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、
地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金を支給します。

支給対象（①②③すべてを満たす事業者）

①資本金10億円未満の**中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者**※

※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象。

②**5月～12月**の売上高について、

- ・**1カ月**で前年同月比**▲50%以上** または、
- ・**連続する3カ月**の合計で前年同期比**▲30%以上**

③**自らの事業のために占有**する土地・建物の**賃料を支払い**

給付額

法人に**最大600万円**、個人事業者に**最大300万円**を一括支給。

算定方法 **申請時の直近1カ月**における**支払賃料（月額）**
に基づき算定した**給付額（月額）の6倍**

	支払賃料（月額）	給付額（月額）
法人	75万円以下	支払賃料×2/3
	75万円超	50万円 + [支払賃料の75万円の超過分×1/3] ※ただし、100万円（月額）が上限
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×2/3
	37.5万円超	25万円 + [支払賃料の37.5万円の超過分×1/3] ※ただし、50万円（月額）が上限

お問合せ先
【裏面も含む】

家賃支援給付金 コールセンター

0120-653-930

(平日・土日祝日8:30～19:00)

家賃支援給付金の申請はポータルサイトから電子申請となります。

※電子申請が困難な方には各都道府県の**申請サポート会場（完全予約制）にてサポート**を行います。

> 詳細はポータルサイトをご確認ください <https://yachin-shien.go.jp/index.html>

よくあるお問い合わせ

Q1.申請に必要な書類を教えてください。

A1.以下の書類をご用意いただき、ポータルサイトにて電子申請をいただきます。

- ① 賃貸借契約の存在を証明する書類（賃貸借契約書※1等）
 - ② 申請時の直近3ヵ月分の賃料支払実績を証明する書類※2
（銀行通帳の表紙及び支払い実績がわかる部分の写し、振込明細書等）
 - ③ 本人確認書類（運転免許証等）
 - ④ 売上減少を証明する書類（確定申告書、売上台帳等）
- } 持続化給付金と同様

※1 申請者ご自身の名義で契約されていること、2020年3月31日と申請日の両方で有効なものであることが必要ですが、例外によって申請ができる場合もあります。詳細は家賃支援給付金申請要領（以下、申請要領）の原則基本編の3-5-3の記載内容をご確認ください。

※2 賃貸人（かしぬし）から支払いの免除または猶予を受けている場合や滞納をしている場合も例外によって申請ができる場合もあります。申請要領別冊2-9の記載内容をご確認ください。

Q2.自己保有の土地・建物について、ローンを支払中の場合は対象ですか？

A2.対象ではありません。

Q3.個人事業者の「自宅」兼「事務所」の家賃は、対象ですか？

A3.対象ですが、確定申告書における損金計上額等、自らの事業に用する部分に限ります。

Q4.借地の賃料は対象ですか？

A4.対象です。なお、借地上に賃借している建物が存在するか否かは問いません。
（例：駐車場、資材置場等として事業に用している土地の賃料）

Q5.管理費や共益費も賃料の範囲に含まれますか？

A5.給付額算定の費用に含まれますが、賃料について規定された契約書と別の契約書に規定されている場合は、算定の対象になりません。

Q6.地方自治体から賃料支援を受けている場合も対象ですか？

A6.対象ですが、申請要領原則基本編2-4-4の通り、算定に際し考慮される場合があります。

Q7.賃貸借契約書上の賃貸人（かしぬし）の名義と現在の賃貸人の名義が異なる場合は給付の対象ですか？

A7.申請要領別冊2-1.例外①に記載の通り、様式5-1「賃貸借契約等証明書」等をご提出いただければ、給付対象となる場合があります。

Q8.賃貸借契約書上の賃借人（かりぬし）等の名義人と、実際に賃料を払っている申請者とが異なる場合は、給付の対象ですか？

A8.申請要領別冊2-2.例外②に記載の通り、様式5-2「賃貸借契約等証明書」等の所定の様式に現在の賃貸人の署名を含めご提出いただければ、給付対象となる場合があります。